## 葛城市教育委員会障害者活躍推進計画

| 機関名                                | 葛城市教育委員会   |
|------------------------------------|--|
| 任命権者                               | 葛城市教育長   |
| 計画期間                               | 令和5年4月 日~令和7年3月3 日(2年間)  |
| 葛城市教育委員会にお<br>ける障害者雇用に関する<br>現状と課題 | 葛城市教育委員会の令和4年6月1日時点での障害者雇用率は4.44%であり、令和4年6月1日時点での法定雇用率2.6%は達成されている。<br>今後も継続的な障害者採用の実施と障害を持つ職員の活躍推進に向けた一層の体制整備や取組が必要である。   |
| 目標                                 |  |
| ①採用に関する目標                          | 【実雇用率】(各年6月1日時点)<br>(各年度)当該年6月1日時点の法定雇用率以上<br>(参考)令和4年6月1日時点の法定雇用率:2.6%に対し、実雇用率:4.44%。<br>(評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。   |
| ②定着に関する目標                          | 不本意な離職者を極力生じさせない。<br>(評価方法)毎年の任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進<br>捗管理。   |
| 取組内容                               |  |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備                 |  |
| (1)組織面                             | ○障害者雇用推進者として教育部長を選任する。<br>○障害者職業生活相談員を適切に選任し、組織内の人的サポート体制を整備する。  |
| (2)人材面                             | ○障害者職業生活相談員を選任すべき事由が発生した場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、奈良労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。   |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出            |  |
|                                    | 〇身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、<br>労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。  |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理         |  |
| (1)職務環境                            | ○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。<br>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。  |
| (2)募集·採用                           | <ul> <li>○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性への配慮を行う。</li> <li>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</li> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> |
| (3)働き方                             | 〇時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進し、働きやすい環境を<br>整える。   |
| (4)その他の人事管理                        | ○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。<br>○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置<br>が可能となるよう必要に応じて検討を行う。<br>○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、円滑<br>な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャ<br>リア形成等の取組を行う。   |
| 4. その他                             |  |
|                                    | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。   |